

海洋汚染防止法／許可省令／告示の対照表；海洋施設

海洋汚染防止法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令	海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項を定める件（告示）
<p>(船舶等の廃棄の規制)</p> <p>第四十三条 何人も、船舶、海洋施設又は航空機（以下「船舶等」という。）を海洋に捨ててはならない。ただし、海洋施設を次条第一項の許可を受けて捨てる場合又は遭難した船舶等であつて除去することが困難なものを放置する場合は、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(海洋施設廃棄の許可)</p> <p>第四十三条の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所</p> <p>二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要</p> <p>三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令を次のように定める。</p> <p>第十二条 法第四十三条の二第二項の申請書は、様式第五号によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書に法第四十三条の二第二項第三号の海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 海洋施設の廃棄の時期</p> <p>二 海洋施設の廃棄海域</p> <p>三 海洋施設の廃棄方法</p>	<p>第1. 趣旨</p> <p>この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「法」という。）に基づく海洋施設廃棄の許可の申請手続が適正に行われるよう、必要な事項を定めるものである。</p> <p>この告示は、海洋環境に関する今後の科学的知見の充実又は海洋環境の保全に関する国際的な動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>第2. 許可申請書の記載に当たっての留意事項</p> <p>1 申請者の記載に当たっての留意事項</p> <p>法第43条の2第1項の海洋施設を海洋に捨てようとする者（以下「海洋施設廃棄許可申請者」という。）は、当該海洋施設を廃棄する事業者（以下「廃棄事業者」という。）とする。</p> <p>また、代理人による許可申請の場合にあつては、許可申請書に、委任状その他の代理権の範囲を明らかにする書類の写しを添付するものとする。</p> <p>海洋施設廃棄許可申請者が事業者を構成員とする団体で法人格を有しないものその他の法人格を有しない社団又は財団である場合にあつては、許可申請書に、当該団体の構成員及び代表者又は管理人を記載した書類並びに規約、会則その他の当該団体の活動内容等を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>2 海洋に捨てようとする海洋施設の概要の記載に当たっての留意事項</p> <p>法第43条の2第2項第2号に基づき許可申請書に記載する海洋に捨てようとする海洋施設の概要は、法第18条の3に基づいてした当該海洋施設の設置の届出の内容に従い、海洋施設の名称、用途、設置位置及び規模等を記載するものとする。</p> <p>3 海洋施設の廃棄に関する実施計画に係る事項の記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) 海洋施設の廃棄の時期</p> <p>当該海洋施設を廃止する時期及び当該海洋施設の廃棄の時期を記載するものとする。この際、廃棄の時期は最長でも6月を超えない範囲内で記載するものとする。</p> <p>(2) 海洋施設の廃棄海域</p> <p>廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号。以下「許可省令」という。）第12条第2項第2号に基づき同省令第13条第1号の規定に従い定めた当該海洋施設の廃棄海域を、緯度及び経度により示すこと等により分かりやすく記載するものとする。なお、許可省令第12条第4項の規定に基づき、当該海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。</p> <p>(3) 海洋施設の廃棄方法</p>

<p>四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画</p>	<p>3 第一項の申請書に法第四十三条の二第二項第四号の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 監視の方法</p> <p>二 監視の頻度</p>	<p>許可省令第12条第2項第3号に基づき同省令第13条第2号の規定に従い定めた当該海洋施設の廃棄方法について、次の1)から3)までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該1)から3)に掲げる事項について、図面を用いるなど適宜の方法により分かりやすく記載するものとする。</p> <p>1) 海洋施設のうち海面上に存する主要な設備部分等（以下「上載設備等」という。）の全部及び上載設備等を支持する構造物（以下「架台等」という。）の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合</p> <p>この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、埋設等の適切な手段を講じていることから廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。</p> <p>2) 海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合</p> <p>この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。</p> <p>3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合</p> <p>この際、廃棄される海洋施設中に残油等その他の浮上する可能性のあるものが残されていないこと、廃棄される海洋施設の水中重量等から廃棄される海洋施設自体が浮上又は移動する可能性がないこと並びに廃棄される海洋施設が船舶航行の安全の支障とならないことを示すものとする。</p> <p>なお、上載設備等の全部又は一部を撤去することが困難である理由及び廃棄される海洋施設の内容物の漏洩等が生じないように講じた措置について示すものとする。</p> <p>4 海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載に当たっての留意事項</p> <p>(1) 監視項目及び監視の方法</p> <p>第4.1に定めるところにより、監視項目及び当該監視項目に係る監視の方法について記載するものとする。また、監視項目は、次の1)及び2)に掲げる事項とする。</p> <p>1) 海洋施設廃棄の実施状況に関する事項</p> <p>① 廃棄される海洋施設の量の実績</p> <p>② 実際に廃棄を実施した時期（年月日又は期間）</p> <p>2) 海域の汚染状況に関する事項</p> <p>(2) 監視の実施時期及び実施頻度</p> <p>第4.2に定めるところにより、監視項目ごとに監視の実施時期及び実施頻度について記載するものとする。</p> <p>(第4を前出し)</p>
------------------------------------	---	--

第4. 廃棄海域の汚染状況の監視に関する留意事項

1 監視項目に係る監視の方法について

監視項目に係る監視の方法は、次の(1)から(3)までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

(1) 海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合

1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について記載することとする。

- ・ 廃棄される海洋施設の量の実績
- ・ 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)

2) 海域の状況に係る監視方法について

事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

- ・ 廃棄海域に係る状況の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
- ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
- ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

(2) 海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合

1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について記載することとする。

- ・ 廃棄される海洋施設の量の実績
- ・ 実際に廃棄を実施した時期(年月日又は期間)

2) 海域の状況に係る監視方法について

事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況からの変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。

- ・ 海底の変化、底生生物や付着生物の存在状況等の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認
- ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集
- ・ 海水、堆積物、底生生物その他の試料の採取による確認
- ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合

1) 廃棄の実施状況に関する事項の確認に係る監視方法について

当該海洋施設の廃棄に係る作業の記録等に基づき、次に掲げる点について

		<p>記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄される海洋施設の量の実績 ・ 実際に廃棄を実施した時期（年月日又は期間） <p>2) 海域の状況に係る監視方法について</p> <p>事前評価を実施する際に設定し現況の把握を行った海洋環境影響調査項目に関し、当該把握した現況から変化が生じているか否かについて、例えば、次に掲げるところにより変化の程度を確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海底の変化、底生物や付着生物の存在状況等の目視、カメラによる撮影その他の方法による確認 ・ 海洋環境影響調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集 ・ 海水、堆積物、底生物その他の試料の採取による確認 ・ 専門家その他の知見を有する者からの聴取 <p>2 監視の実施時期について</p> <p>監視項目に係る監視の実施時期は、次の（１）から（３）までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該（１）から（３）までに掲げるとおりとする。</p> <p>（１）海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合</p> <p>1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について</p> <p>当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。</p> <p>2) 海域の状況に係る監視の実施時期について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該海洋施設の設置後 20 年以上経過してから廃棄される場合にあっては、廃棄後 3 年目（又は 4 年目以降の適切な時期）に監視を実施することを原則とする。 ② 当該海洋施設の設置後 20 年以上を経過せずに廃棄されるものにあつては、設置時の設計条件（耐久性等）を明らかにした上で、環境上の問題を生じていないとするに適切な廃棄後の時期に監視を実施することを原則とする。 ③ 当該海洋施設の設置以降、経時的に当該海洋施設の状態及び海洋環境の状況について情報が得られている場合にあっては、それらを活用して適切な監視時期を定めることができるものとする。 <p>3) 監視結果の報告の時期について</p> <p>監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。</p> <p>（２）海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合</p> <p>1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について</p> <p>当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。</p> <p>2) 海域の状況に係る監視の実施時期について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が安定すると想定される時期に監視を実施することを原
--	--	--

<p>(許可の基準)</p> <p>第四十三条の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十三条の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三条の二第一項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>【準用される条文】</p> <p>第十条の六</p>	<p>4 第1項の申請書には、海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面を添付するものとする。</p> <p>(海洋施設の廃棄海域及び廃棄方法に関する基準)</p> <p>第十三条 法第四十三条の三第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃棄海域に係る基準 別表第四号中欄に掲げる海域であること。</p> <p>二 廃棄方法に係る基準 当該海洋施設から残油その他の当該海洋施設の内部にある物が流出せず、かつ、当該海洋施設の全部又は一部が浮上し、又は移動しないような方法で廃棄すること。</p> <p>(海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類)</p>	<p>則とする。</p> <p>② 影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、原則として廃棄後3年目（又は4年目以降の適切な時期）に監視を実施するものとする。</p> <p>3) 監視結果の報告の時期について</p> <p>監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。</p> <p>(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合</p> <p>1) 廃棄の実施に関する事項の確認に係る監視の実施時期について</p> <p>当該海洋施設の廃棄の完了後、遅滞なく確認するものとする。</p> <p>2) 海域の状況に係る監視の実施時期について</p> <p>① 事前評価において環境への影響が最大となると想定される時期あるいは物理的な変化が安定すると想定される時期に監視を実施することを原則とする。</p> <p>② 影響の程度が極めて小さく、廃棄後速やかに変化が安定すると想定される場合には、廃棄後3年目（又は4年目以降の適切な時期）に監視を実施することを原則とする。</p> <p>③ 上載設備等の施設又は機材の内容物の性状（特に分解速度及び半減期など）に基づき、有害性が疑われる期間中は経年的に監視を実施することを基本とする。</p> <p>3) 監視結果の報告の時期について</p> <p>監視を実施した後、その結果を遅滞なく報告するものとする。</p> <p>第3. 許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項</p> <p>(1と2を入れ替え)</p>
--	---	---

<p>3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分することが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>第十四条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項に規定する海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 環境の構成要素に係る項目のうち、廃棄をしようとする海洋施設の概要を勘案し、当該海洋施設の廃棄をすることにより影響を受けるおそれがあるもの（以下この条において「事前評価項目」という。）</p> <p>二 事前評価項目のうち、当該海洋施設の概要及び廃棄海域の状況を勘案し、当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査を行ったもの（以下この条において「海洋環境影響調査項目」という。）</p> <p>三 海洋環境影響調査項目の現況及びその把握の方法</p> <p>四 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した海象、気象その他の自然的条件の現況及びその把握の方法</p> <p>五 当該海洋施設の廃棄をすることにより予測される海洋環境影響調査項目に係る変化</p>	<p>2 海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類（以下「事前評価書」という。）の記載に当たっての留意事項</p> <p>事前評価書には、海洋施設を海洋に捨てることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価（以下「事前評価」という。）を実施し、その結果を踏まえ、次の（１）から（３）までに掲げる海洋施設の廃棄方法の区分に応じ、当該（１）から（３）までに掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>（１）海洋施設のうち上載設備等の全部及び架台等の全部又は大部分を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等を残置する場合</p> <p>1）廃棄される海洋施設の特性</p> <p>① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報</p> <p>海洋施設の特性に関し、次のアからオまでに掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>ア 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等</p> <p>イ 当該海洋施設の大きさ（径、長さ、容積、重量等）</p> <p>ウ 当該海洋施設を廃棄する際の状態（密閉方法、固定の状態、残置パイプルの打ち込みの深さ等）</p> <p>エ 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等</p> <p>オ 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象</p> <p>② 把握の方法</p> <p>①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。</p> <p>③ 廃棄される海洋施設の特性の総括</p> <p>事前評価書には、①のアからオまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。</p> <p>2）事前評価項目の選定</p> <p>海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①及び②に掲げる項目を事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>① 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態 ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態 ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態 <p>② 海洋の利用</p>
---	---	---

	<p>の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法</p> <p>六 当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及びこれに基づく事前評価の結果</p> <p>七 その他当該海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関して参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況 ・ 海中公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項に基づき指定された海中公園地区をいう。以下同じ）その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況 ・ 漁場としての利用状況 ・ 主要な航路としての利用状況 ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況 <p>3) 事前評価の実施</p> <p>事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>① 海洋環境影響調査項目の設定</p> <p>海洋環境影響調査項目は、2)に掲げる事前評価項目と同様とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>② 自然的条件の現況の把握</p> <p>ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水深 ・ 気象及び海象 <p>イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価（法第43条の4において準用する同法第10条の6第3項に基づく環境影響評価を含む。以下同じ。）において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。</p> <p>なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき、対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。</p> <p>③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握</p> <p>ア 海洋環境影響調査項目に関し海洋施設廃棄の影響が及ぶと予測される海域（以下「影響想定海域」という。）は廃棄海域とし、その近傍の適切な範囲での環境の現況を把握する。</p> <p>イ 各海洋環境影響調査項目について、次のaからcまでに掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>a 廃棄される海洋施設の現況調査の方法</p> <p>海洋施設のうち、残置する部分の現況について把握するものとする。この際、撤去工事時における記録等の事業者が既に有する情報によることを基本とし、必要に応じて現地調査等を実施して把握す</p>
--	--	---

		<p>るものとする。</p> <p>b 海洋環境の現況調査等の方法</p> <p>次に掲げる海域が影響想定海域及びその近傍に存在するか否かの観点から海洋環境の現況調査等を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 藻場、干潟、サンゴ群落等脆弱な生態系及び熱水生態系その他の特殊な生態系が存在する海域・ 重要な生物種の主要な産卵場、生育場若しくは回遊経路として知られた海域又は水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第15条に基づき保護水面として指定された海域・ 海水浴場、海中公園、主要な漁場、船舶航行路、海底ケーブル設置域、海底資源の存在する海域等海洋施設廃棄の影響を受けやすい海域 <p>c a及びbの現況調査の方法により収集される海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。</p> <p>なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。</p> <p>④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法</p> <p>事前評価項目の存在を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のア及びイに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>ア 廃棄される海洋施設の設置以降の事象により、事前評価項目とした生態系又は海洋の利用に対して生じた影響の解析</p> <p>イ 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析</p> <p>⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価</p> <p>④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。</p> <p>(2) 海洋施設のうち上載設備等の全部を陸上に撤去し、架台等の残部及びパイプライン等の全部又は大部分を残置せずに海洋に捨てる場合</p> <p>1) 廃棄される海洋施設の特性</p> <p>① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報</p>
--	--	---

		<p>海洋施設の特性に関し、次のアからウまでに掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>ア 当該海洋施設の主要な材質及び構造、塗装、防食陽極等</p> <p>イ 当該海洋施設の大きさ（径、長さ、容積、重量等）</p> <p>ウ 当該海洋施設の廃棄後に浮遊又は移動を生じさせないための措置及び根拠等。特に、切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、当該海洋施設が浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等</p> <p>② 把握の方法</p> <p>①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。</p> <p>③ 海洋施設の特性の総括</p> <p>事前評価書には、①のアからウまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。</p> <p>2) 事前評価項目の選定</p> <p>海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①から⑤までに掲げる項目を事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>① 水環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質等による海水の汚れ（ただし、廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。） <p>② 海底環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 底質の粒径組成 ・ 底質の有機物質の量 ・ 有害物質等による底質の汚れ（ただし、廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。） ・ 海底地形 <p>③ 海洋生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付着生物を含む底生生物の生息状況（廃棄海域において付着生物の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設に付着している生物相） ・ 有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染（廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合の、当該防汚塗装に含まれる生物蓄積性を有する成分による汚染に限る。） <p>④ 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態。ただし、廃棄
--	--	--

		<p>海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には、事前評価項目から外すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態 <p>⑤ 海洋の利用</p> <ul style="list-style-type: none">・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には、事前評価項目から外すことができる。・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外すことができる。・ 漁場としての利用状況・ 主要な航路としての利用状況・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況 <p>3) 事前評価の実施</p> <p>事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>① 海洋環境影響調査項目の設定</p> <p>海洋環境影響調査項目は、2)に掲げる事前評価項目と同様とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>② 自然的条件の現況の把握</p> <p>ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水深・ 流況・ 気象及び海象 <p>イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。</p> <p>なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき、対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。</p> <p>③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握</p> <p>ア ②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定する。</p>
--	--	--

		<p>イ 各海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、次の a から c までに掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>a 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目 それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を記載するものとする。</p> <p>b 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目 それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の現況を把握する。</p> <p>c a 及び b の海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。</p> <p>また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。</p> <p>なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。</p> <p>④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法 影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のアからエまでに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>ア 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析 イ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析 ウ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析 エ 予測モデルによる数理計算又は水理模型を用いた実験</p> <p>なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、可能な限り定量的に予測するものとする。</p> <p>また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。</p> <p>⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価</p>
--	--	---

		<p>④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。</p> <p>(3) 海洋施設のうち上載設備等の全部又は一部を海洋に捨てる場合</p> <p>1) 廃棄される海洋施設の特性</p> <p>① 海洋施設の特性に関し把握すべき情報</p> <p>海洋施設の特性に関し、次のアからオまでに掲げる情報を把握するものとする。</p> <p>ア 当該海洋施設の主要な材質と構造、塗装、防食陽極等</p> <p>イ 当該海洋施設の特徴を適切に表現する大きさ（径、長さ、容積、重量等）</p> <p>ウ 上載設備等のうち、海洋に廃棄される施設及び機材等の詳細。それらの中に油や化学物質等が残される場合には、それぞれの品目、量（容積又は重量）及びその有害性。ただし、廃棄後長時間が経過して自然劣化に伴う漏洩が生じた時点でも有害性が大きいと判断される物質を含むものは、許可省令第13条第2号の規定により、海洋に廃棄することはできないことに留意する必要がある。</p> <p>エ 当該海洋施設が廃棄後に浮遊又は移動を生じないための措置及び根拠等。特に、同時に廃棄される海洋施設や機材等から内容物が漏洩しないように講ずる措置及び切断したパイプライン等のような小型のものを廃棄する場合には、浮遊又は移動を生じないための措置及びその根拠等</p> <p>オ 当該海洋施設の運用期間中に生じた事象</p> <p>② 把握の方法</p> <p>①の情報については、海洋施設廃棄許可申請者が有する知見、最新の調査研究の成果その他の資料を収集することにより把握することを基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は当該海洋施設に係る試料の分析等を行うことにより把握するものとする。</p> <p>③ 海洋施設の特性の総括</p> <p>事前評価書には、①のアからオまでに掲げる情報を把握した結果をそれぞれ記載するとともに、これらの情報に基づき、廃棄される海洋施設の特性を総括し、記載するものとする。</p> <p>2) 事前評価項目の選定</p> <p>海洋施設の特性並びに許可省令第13条において規定する廃棄海域及び廃棄方法に関する基準にかんがみ、次の①から⑤までに掲げるものを事前評価項目とし、事前評価書に記載するものとする。</p> <p>① 水環境</p> <ul style="list-style-type: none">・ 有害物質等による海水の汚れ（ただし、廃棄される海洋施設又は機材の内容物に係る有害物質及び殺生物性のある防汚塗装が用いられてい
--	--	--

		<p>る場合に限る。)</p> <p>② 海底環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 底質の粒径組成 ・ 底質の有機物質の量 ・ 有害物質等による底質の汚れ（ただし、廃棄される海洋施設又は機材の内容物に係る有害物質及び殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合に限る。) ・ 海底地形 <p>③ 海洋生物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付着生物を含む底生生物の生息状況（廃棄海域において付着生物の生息状況を把握することが困難な場合には、廃棄する海洋施設に付着している生物相） ・ 有害物質等による廃棄海域の代表的な魚類及び底生生物の汚染（廃棄される海洋施設に殺生物性のある防汚塗装が用いられている場合、又は廃棄される機材等の内容物に有害物質が用いられている場合の、当該防汚塗装又は有害物質に含まれる生物蓄積性を有する成分による汚染に限る。) <p>④ 生態系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藻場、干潟、サンゴ群落その他脆弱な生態系の状態。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらが存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外することができる。 ・ 重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の状態 ・ 熱水生態系その他の特殊な生態系の状態 <p>⑤ 海洋の利用に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらの場が存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外することができる。 ・ 海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域としての利用状況。ただし、廃棄海域の水深等にかんがみ、これらの場が存在しないことが明らかな場合には事前評価項目から外することができる。 ・ 漁場としての利用状況 ・ 主要な航路としての利用状況 ・ 海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況 <p>3) 事前評価の実施</p> <p>事前評価の実施に当たっては、次の①から⑤までの項目ごとに、当該①から⑤までに掲げる事項について記載するものとする。</p> <p>① 海洋環境影響調査項目の設定</p> <p>海洋環境影響調査項目は、2)に掲げる事前評価項目と同様とし、事前</p>
--	--	---

		<p>評価書に記載するものとする。</p> <p>② 自然的条件の現況の把握</p> <p>ア 海洋施設の廃棄海域及びその周辺の海域において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で必要な次に掲げる自然的条件の現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水深・ 流況・ 気象及び海象 <p>イ アの自然的条件の現況に関する情報については、事業者の有する資料、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取することにより把握するものとする。</p> <p>なお、自然的条件の現況に関する情報に制約がある場合は、対象となる海域と類似性のある海域に関する情報に基づき、対象となる海域における自然的条件の現況を推定することができるものとする。</p> <p>③ 海洋環境影響調査項目の現況の把握</p> <p>ア ②において把握した自然的条件に基づき、影響想定海域を設定する。</p> <p>イ 海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、次の a から c までに掲げるところにより現況を把握し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>a 水環境に関する項目及び海底環境に関する項目</p> <p>それぞれの項目につき、影響想定海域の内外において、海洋環境に及ぼす影響の事前評価をする上で適切かつ効果的な複数の測点を設定し、適当な指標を用いて現況を明らかにするものとする。</p> <p>b 海洋生物に関する項目、生態系に関する項目及び海洋の利用に関する項目</p> <p>それぞれの項目につき、海洋生物の種類及び数量、海洋生物の生息又は生育にとって重要な海域の存在範囲その他の影響想定海域内の状況を把握する。</p> <p>c a 及び b の海洋環境影響調査項目の現況に関する情報については、国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の収集、既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は近傍の海域で行われた他の環境影響評価において用いられた資料の引用を基本とし、必要に応じ、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聴取又は現地調査により把握するものとする。</p> <p>また、季節による変動を把握する必要がある場合には、適切に把握できるよう調査の時期を設定するものとする。</p> <p>なお、影響想定海域における情報に制約がある場合は、影響想定</p>
--	--	--

	<p>(海洋施設廃棄の許可申請書の添付書類)</p> <p>第十五条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第三項の環境省令で定める書類は、当該海洋施設が海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類とする。</p>	<p>海域と類似性のある海域に関する情報に基づき影響想定海域における海洋環境影響調査項目の現況を推定することができるものとする。</p> <p>④ 海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の方法</p> <p>影響想定海域の設定の方法及びその範囲を明らかにするとともに、③において現況の把握を行った海洋環境影響調査項目のそれぞれについて、例えば、次のアからエまでに掲げるところにより変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲を予測し、その結果を事前評価書に記載するものとする。</p> <p>なお、それぞれの海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲については、可能な限り定量的に予測するものとする。</p> <p>また、予測の時期は、影響の持続する期間等を踏まえ、影響が最大となる時期その他の適切な時期を選ぶものとする。</p> <p>ア 同種又は類似の既往の海洋施設廃棄の事例の引用又は解析 イ 海洋施設の撤去前における設置場所の海洋環境の解析 ウ 国、地方公共団体その他の機関が有する調査研究の成果その他の資料の引用又は解析 エ 予測モデルによる数値計算又は水理模型を用いた実験</p> <p>⑤ 海洋環境に及ぼす影響の程度の分析及び事前評価</p> <p>④の海洋環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにそれらの予測の結果を踏まえ、海洋環境に及ぼす影響の程度について分析し、事前評価を行うものとする。</p> <p>1 海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載における留意事項</p> <p>当該書類には、海洋に捨てる以外に適切な処分の方法がないものであることを明らかにするため、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載するものとする。この際、廃棄される海洋施設の量の最小化(上載設備等の再利用及び陸上での処分等を含む。)を図っていることを記載するものとする。</p> <p>なお、海洋施設の全部又は一部を海洋に捨てる場合には、海洋に捨てる場合及び陸上に撤去する場合の海洋環境への影響を定性的に比較し、海洋に捨てる場合のほうが海洋環境保全の見地からより適切であることを記載するものとする。</p> <p>(1) 廃棄される海洋施設の量の最小化に関する取組</p> <p>廃棄される海洋施設の有効利用(再資源化等及び再活用を含む。)等、上載設備等、架台等及びパイプライン等の撤去される海洋施設全体に関し、廃棄される海洋施設の量を削減するための取組について記載するものとする。また、当該取組による廃棄される海洋施設の量の削減効果が分かるように記載するものとする。国内外で実用化されている既知の海洋施設の有効利用等に関する技術又は手法(以下「有効利用技術等」という。)又は申請している許可期間内に実用化が見込まれる有効利用技術等がある場合において、これらを採用す</p>
--	--	--

<p>4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。</p> <p>6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p> <p>7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。 (許可の欠格条項)</p> <p>第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者</p> <p>二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者</p> <p>三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの (許可の基準等)</p> <p>第十条の八</p> <p>2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。 (排出海域の監視)</p> <p>第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画（この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。</p> <p>2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(海洋施設廃棄の許可の申請手続の細目)</p> <p>第十六条 第十二条及び前二条に定めるもののほか、海洋施設廃棄の許可の申請に関し必要な事項は、環境大臣が定める。</p> <p>(海洋施設廃棄の許可証の様式)</p> <p>第十七条 法第四十三条の四において準用する法第十条の六第六項(法第四十三条の四において準用する法第十条の十第三項において準用する場合を含む。)の許可証は、様式第六号によるものとする。</p> <p>(廃棄海域の監視結果の報告)</p> <p>第十八条 法第四十三条の二第一項の許可を受けた者は、法第四十三条の四において準用する法第十条の九第一項の規定により海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視をしたときは、遅滞なく、その結果を環境大臣に報告しなければならない。</p>	<p>ることができないときは、その理由についても記載するものとする。</p> <p>(2) 廃棄される海洋施設の量の見通し等</p> <p>(1) の取組の結果を踏まえ、廃棄される海洋施設の有効利用等を最大限行つても海洋に捨てざるを得ない量を記載するものとする。</p> <p>(前出 第2の3(1)参照；当該海洋施設を廃止する時期及び当該海洋施設の廃棄の時期を記載するものとする。この際、廃棄の時期は最長でも6月を超えない範囲内で記載するものとする。)</p>
--	---	---

<p>(変更の許可等)</p> <p>第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。</p> <p>4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき、又は第一項ただし書きの環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(許可を要しない海洋施設廃棄の軽微な変更)</p> <p>第十九条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第四十三条の二第二項第二号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。) 二 第十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る変更 三 第十二条第二項第三号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって海洋環境に及ぼす影響が減ぜられることとなるものを除く。) 四 第十二条第三項第一号に掲げる事項に係る変更(廃棄海域の汚染状況の監視をする上で効果的であるものを除く。) 五 第十二条第三項第二号に掲げる事項に係る変更(当該変更によって監視の頻度が低くなるものに限る。) <p>(海洋施設廃棄の変更の許可の申請)</p> <p>第二十条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第一項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要 三 許可の年月日及び許可番号 四 変更の内容 五 変更の理由 <p>2 第十四条から第十六条までの規定は、法第四十三条の四において準用する法第十条の十第三項において準用する法第十条の六第三項に規定する海洋施設の廃棄をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類及び同項に規定する環境省令で定める書類について準用する。</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十二条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄に関する実施計画を記載した書類 二 第十二条第二項第二号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の位置及び範囲を示す図面 三 第十二条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類 <p>(海洋施設廃棄に係る軽微な変更等の届出)</p> <p>第二十一条 法第四十三条の四において準用する法第十条の十第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要 三 許可の年月日及び許可番号 四 第十九条に規定する軽微な変更をしたとき、又は法第四十三条の二第二項第一号に掲 	
---	---	--

<p>(許可の取消し)</p> <p>第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。</p> <p>一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画（この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p> <p>二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p> <p>三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。</p>	<p>げる事項に変更があったときは、その変更の内容</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第十二条第二項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄に関する実施計画を記載した書類</p> <p>二 第十二条第三項各号に掲げる事項に変更がある場合は、変更後の海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画を記載した書類</p>	
<p>(報告の徴収等)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。</p> <p>3・4・5 (略)</p> <p>6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 国土交通大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、船舶若しくは海洋施設等又は船舶所有者若しくは海洋施設等の設置者若しくは管理者の事務所に立ち入り、海洋汚染防止設備等、油濁防止規程、第七条の二第一項又は第四十条の二第一項の油濁防止緊急措置手引書、油記録簿、有害液体物質記録簿、船舶発生廃棄物汚染防止規程、船舶発生廃棄物記録簿、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染防止条約証書等その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>8 (略)</p> <p>9 第五項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p>	<p>(報告の徴収)</p> <p>第二十二条 法第十条の六第一項、法第十八条の二第一項又は法第四十三条の二第一項の許可を受けた者は、廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告を求められたときは、遅滞なく、これを報告しなければならない。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第二十三条 法第四十八条第九項の証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。</p>	

10 第五項から第八項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則 (略)

環境省令 別表

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令

(別表)

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第六条第一項第四号イ(1)に掲げる廃棄物（水底土砂及び次号上欄に掲げるものを除く。）	II 海域	集中式排出方法（イからハマまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。）により排出すること。 イ 比重一・二以上の状態にして排出すること ロ 粉末のまま排出しないこと ハ 当該船舶の航行中に排出しないこと
二 廃棄物処理令第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥のうち有機性のもの及び水溶性の無機性のもの並びに同号イ(2)から(4)までに掲げる廃棄物	III 海域	拡散式排出方法（イからハマまでに掲げる要件に適合する排出方法をいう。）により排出すること。 イ 海面下に排出すること ロ 当該船舶の航行中に排出すること ハ 一時間当たりの排出量が二千立方メートル以下となるように排出すること
三 法第10条第2項第五号ロに掲げる廃棄物の政令で定める基準に適合する水底土砂	IV 海域	第一号下欄ハに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。

備考

- 一 この表において「II 海域」とは、次に掲げる海域をいう。
 - イ 北緯四十二度東経百四十七度の点、北緯四十一度四十分東経百四十七度の点、北緯四十度五十五分東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度三十分の点、北緯三十八度東経百四十五度の点、北緯四十一度東経百四十五度の点及び北緯四十二度東経百四十七度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ロ 北緯三十四度五十分東経百四十四度の点、北緯三十四度二十分東経百四十四度の点、北緯三十二度東経百四十一度の点、北緯三十二度三十分東経百四十一度の点及び北緯三十四度五十分東経百四十四度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ハ 北緯三十度三十分東経百三十九度の点、北緯三十度五分東経百三十九度の点、北緯三十度五十分東経百三十五度の点、北緯二十九度五分東経百三十二度の点、北緯二十九度三十分東経百三十二度の点、北緯三十一度十五分東経百三十五度の点及び北緯三十度三十分東経百三十九度の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ニ 北緯二十四度二十分の線、東経百二十八度二十分の線、北緯二十四度の線及び東経百二十八度の線によつて囲まれた海域
 - ホ 北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点、北緯三十六度八分東経百三十一度二十一分の点、北緯三十六度十四分東経百三十一度十一分の点、北緯三十六度三十分東経百三十一度二十五分の点及び北緯三十六度二十四分東経百三十一度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
 - ヘ 北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十七度十五分の点、北緯四十度二十分東経百三十六度五十三分の点、北緯四十度二十六分東経百三十六度四十七分の点、北緯四十三度三十分東経百三十八度五分の点及び北緯四十三度三十分東経百三十八度三十五分の点を順次結んだ線によつて囲まれた海域
- 二 この表において「III 海域」とは、すべての国の領海の基線（海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。）からその外側五十海里の線を超える海域をいう。
- 三 この表において「IV 海域」とは、すべての海域（本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く。）をいう。